

【特別支援学校用】

2021年度（今年度）の定数を計算してみましょう！

（ ）特別支援学校

学部	小学部	小(重複)	中学部	中(重複)	合計	高等部	高(重複)	合計
学級数								
生徒数								

I. 教諭等の数

1. 教頭の定数（義務法 11 条 2 号、高校法 17 条 1 項）

6～26 学級（小中学部）⇒1 人

27 学級以上（小中学部）⇒2 人

27 学級以上（高等部）⇒1 人

※但し、小学部及び中学部の学級数が 27 学級以上のものを除く。

_____人

2. 教諭の定数（義務法 11 条、高校法 17 条）

(1) 学級数に応じた定数

小・中学校に準拠

高等部 1 学級 ⇒ 2 人

(2) 生徒指導担当

小・中学部計 27 学級以上 ⇒ 2 人

中学部 18 学級以上 ⇒ 1 人

高等部 6～17 学級 ⇒ 1 人

高等部 18 学級以上 ⇒ 2 人

(3) 専門教育を主とする学校への加算

高等部専門学科数×2 人

高等部（専門学科のみを置くものを
除く）⇒2 人

高等部（専門学科のみを置くもの）

⇒1 人

(4) 教育相談担当教員

児童生徒数に応じて 1～3 人

(5) 自立活動担当教員

障害種別に学級数に応じて加算

(6) 分校の管理責任者分校 ⇒ 1 人

(7) 寄宿舍舎監

寄宿舍生徒数 80 人以下の学校 ⇒ 2 人

〃 81～200 人の学校 ⇒ 3 人

〃 201 人以上の学校 ⇒ 4 人

[定数計算]

法	1	2	3	4	5	6	7
数							

_____人

II. 養護教諭の定数（義務法 12 条）

児童生徒数 1～60 人 ⇒ 1 人

61 人以上 ⇒ 2 人

_____人

Ⅲ. 実習教諭の定数（高校法 19 条、高校法施行令 2 条）

1. 専門教育を主とする学科に ⇒ 2 人
2. 高等部（専門学科のみを置くものを除く）に ⇒ 2 人
3. 普通教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える
※知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。
4. 保健医療に関する専門教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える
※視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。
5. 産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える
※聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。

〔定数計算〕

法	1	2	3	4	5
数					

_____人

Ⅳ. 寄宿舎指導員（義務法 13 条、高校法 20 条）

1. 寄宿生徒数 × 1 / 5 人
2. 肢体不自由寄宿生徒数 × 1 / 3 人
3. 上記の合計数が 12 に達しない場合 ⇒ 12 人

〔定数計算〕

法	1	2	3
数			

_____人

Ⅴ. 事務職員定数（義務法 14 条、高校法 21 条）

1. 小学部 ⇒ 1 人
2. 中学部 ⇒ 1 人
3. 高等部 ⇒ 2 人

_____人

Ⅵ. 栄養教諭等定数（義務法 13 条）

1. 給食実施校 ⇒ 1 人

_____人

2020 年度の定数の確認及び 2021 年度の定数を計画しよう。

（定数法は県全体の職員数を算定するものなので、あくまでも目安です）

各学校の教育課程の特性や生徒の実態等をふまえ、説得性のある教職員配置要求に取り組みましょう。

職種	校長	教頭	教諭	養教	実教	寄宿舎	事務	栄養	現業	司書
人数	1									

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC00000000188>

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000215_20200401_502C00000000061

特別支援学校定数調査 定数要求書 A様式 【特別支援学校用】

2021年6月24日(木) 高教組法制

FAX: 885-3542

MAIL: housei@oki-htu.or.jp

1. 2021～2022年度学級数(6月現在見込みの数)

学校名 ()

	幼稚園		小学部		中学部		高等部		合計	
	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級
2021年度			0		0		0		0	0
2022年度学級数(見込み) ※重複学級は学部単位で算定する			0		0		0		0	0
増減(+/-)			0		0		0		0	0
寄宿舎生数			0		0		0		0	0

2. 2021～2022年度 定数要求

職種	校長	教頭	定数法に基づいて要求					現有数に基づいて要求					総数		
			幼稚園	小学部	中学部	高等部	合計	司書	運転兼介助	教室介助	調理員	現業職員		看護師	
本務	1														0
定数内臨任															0
その他															0
合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2022年度定数	1														0
2022年度要求数(加配含む)	1														0

高教組へは7月16日(金)までにB様式で提出してください。用紙のデータは高教組HPにもあります。(管理者とも要求内容を確認してください)

【高等支援学校用】

2021年度（今年度）の定数を計算してみましょう！

()高等支援学校

学年	1年	2年	3年	合計
学級数				
生徒数				

I. 教諭等の数

1. 教頭の定数（高校法17条）

6学級以上（高等部のみ）⇒1人

_____人

2. 教諭の定数（高校法17条）

(1) 1学級 ⇒2人

(2) 生徒指導担当

6～17学級の高等部 ⇒1人

18学級以上の高等部 ⇒2人

(3) 専門教育を主とする学校への加算

専門学科数×2人

高等部（専門学科のみを置くものを除く）⇒2人

高等部（専門学科のみを置くもの）⇒1人

(4) 自立活動担当教員

障害種別に学級数に応じて加算

(5) 寄宿舎舎監

寄宿舎生徒数80人以下の学校 ⇒2人

〃 81～200人の学校 ⇒3人

〃 201人以上の学校 ⇒4人

〔定数計算〕

法	1	2	3	4	5
数					

_____人

II. 養護教諭の定数（高校法18条）

高等部のみをおく学校 ⇒1人

_____人

Ⅲ. 実習教諭の定数（高校法 19 条、高校法施行令 2 条）

- 1. 専門教育を主とする学科に ⇒ 2 人
- 2. 高等部（専門学科のみを置くものを除く）に ⇒ 2 人
- 3. 普通教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える
※知的障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。
- 4. 保健医療に関する専門教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える
※視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。
- 5. 産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科に ⇒ 1 人を加える
※聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。

〔定数計算〕

法	1	2	3	4	5
数					

_____人

Ⅳ. 寄宿舎指導員（高校法 20 条）

- 1. 寄宿生徒数 × 1 / 5 人
- 2. 肢体不自由寄宿生徒数 × 1 / 3 人
- 3. 上記の合計数が 12 に達しない場合 ⇒ 12 人

〔定数計算〕

法	1	2	3
数			

_____人

Ⅳ. 事務職員定数（高校法 21 条）

- 1. 高等部 ⇒ 2 人

_____人

2021 年度の定数の確認及び 2022 年度の定数を計画しよう。

（定数法は県全体の職員数を算定するものなので、あくまでも目安です）

各学校の教育課程の特性や生徒の実態等をふまえ、説得性のある教職員配置要求に取り組みましょう。

職種	校長	教頭	教諭	養教	実教	寄宿舎	事務	現業	司書
人数	1								

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=336AC0000000188>

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=337C00000000215_20200401_502C00000000061

1. 2021～2022年度学級数(6月現在見込みの数)

	幼稚園		小学部				中学部				高等部				合計		
	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	一般学級	重複学級	
																	小学部計
2021年度			0		0		0		0		0		0		0		0
2022年度学級数(見込み) ※重複学級は学部単位で算定する			0		0		0		0		0		0		0		0
増減(+/-)			0		0		0		0		0		0		0		0
寄宿舎生数																	

学校名()

要求内容

要求理由(現状等を詳しく)

2. 2021～2022年度 定数要求

職種	校長	教頭	定数法に基づいて要求						現有数に基づいて要求									
			教諭			養護教諭	実習教諭	寄宿舎指導員	事務職員	栄養教諭	司書	運転兼介助	教室介助	調理員	現業職員	看護師		
			小学部	中学部	高等部												合計	
本務	1																	0
定数内臨任																		0
その他																		0
合計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2021年度 現有数																		
2022年度定数	1																	0
2022年度要求数(加配合む)	1																	0

高教組へは7月16日(金)までにB様式で提出してください。用紙のデータは高教組HPにもあります。(管理者とも要求内容を確認してください)

2021年度 特別支援学校(小中学部) 定数計算表

定数(標準)法に基づく職員配置数

「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」	法律条文																																																																																																																																
第十條 (校長の数)	二 校長の数は、特別支援学校の数に1を乗じて得た数とする。																																																																																																																																
第十一條 (教諭等の数)	<p>教頭及び教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数は小学部及び中学部の学級数が6学級から26学級までの特別支援学校の数に1を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が27学級以上の特別支援学校の数に2を乗じて得た数との合計数(以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。(※法律の条文中「二」と「2」があるので注意)</p> <p>一 次の表の上欄に掲げる部の別ごとに同表の中欄に掲げる部の規模ごとの部の学級総数に当該部の規模に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数</p> <table border="1" data-bbox="287 537 829 1310"> <thead> <tr> <th>部の別</th> <th>部の規模</th> <th>乗ずる数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>小学部</td><td>1学級の部</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>2学級の部</td><td>1,500</td></tr> <tr><td></td><td>3学級の部</td><td>1,583</td></tr> <tr><td></td><td>4学級の部</td><td>1,500</td></tr> <tr><td></td><td>5学級の部</td><td>1,400</td></tr> <tr><td></td><td>6学級の部</td><td>1,292</td></tr> <tr><td></td><td>7学級の部</td><td>1,264</td></tr> <tr><td></td><td>8学級及び9学級の部</td><td>1,249</td></tr> <tr><td></td><td>10学級及び11学級の部</td><td>1,234</td></tr> <tr><td></td><td>12学級から15学級までの部</td><td>1,210</td></tr> <tr><td></td><td>16学級から18学級までの部</td><td>1,200</td></tr> <tr><td></td><td>19学級から21学級までの部</td><td>1,170</td></tr> <tr><td></td><td>22学級から24学級までの部</td><td>1,165</td></tr> <tr><td></td><td>25学級から27学級までの部</td><td>1,155</td></tr> <tr><td></td><td>28学級から30学級までの部</td><td>1,150</td></tr> <tr><td></td><td>31学級から33学級までの部</td><td>1,140</td></tr> <tr><td></td><td>34学級から36学級までの部</td><td>1,137</td></tr> <tr><td></td><td>37学級から39学級までの部</td><td>1,133</td></tr> <tr><td></td><td>40学級以上の部</td><td>1,130</td></tr> <tr><td>中学部</td><td>1学級の部</td><td>4,000</td></tr> <tr><td></td><td>2学級の部</td><td>3,000</td></tr> <tr><td></td><td>3学級の部</td><td>2,667</td></tr> <tr><td></td><td>4学級の部</td><td>2,000</td></tr> <tr><td></td><td>5学級の部</td><td>1,660</td></tr> <tr><td></td><td>6学級の部</td><td>1,750</td></tr> <tr><td></td><td>7学級及び8学級の部</td><td>1,725</td></tr> <tr><td></td><td>9学級から11学級までの部</td><td>1,720</td></tr> <tr><td></td><td>12学級から14学級までの部</td><td>1,570</td></tr> <tr><td></td><td>15学級から17学級までの部</td><td>1,560</td></tr> <tr><td></td><td>18学級から20学級までの部</td><td>1,557</td></tr> <tr><td></td><td>21学級から23学級までの部</td><td>1,550</td></tr> <tr><td></td><td>24学級から26学級までの部</td><td>1,520</td></tr> <tr><td></td><td>27学級から32学級までの部</td><td>1,517</td></tr> <tr><td></td><td>33学級から35学級までの部</td><td>1,515</td></tr> <tr><td></td><td>36学級以上の部</td><td>1,488</td></tr> </tbody> </table> <p>二 小学部及び中学部の学級数が27学級以上の特別支援学校の数に2を乗じて得た数と中学部の学級数が18学級以上の特別支援学校の数に1を乗じて得た数との合計数(※法律の条文中「二」と「2」があるので注意)</p> <p>三 小学部及び中学部の児童及び生徒の数が101人から150人までの特別支援学校の数に1を乗じて得た数、小学部及び中学部の児童及び生徒の数が151人から200人までの特別支援学校の数に2を乗じて得た数並びに小学部及び中学部の児童及び生徒の数が201人以上の特別支援学校の数に3を乗じて得た数の合計数</p> <p>四 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(小学部及び中学部が置かれていないものを除く。)の数の当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数と小学部及び中学部の学級数が7学級以上の特別支援学校ごとに当該学校の小学部及び中学部の学級数から6を減じて得た数に4分の1(肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校にあつては、3分の1)を乗じて得た数の合計数とを合計した数</p> <table border="1" data-bbox="287 1512 1149 1657"> <thead> <tr> <th>特別支援学校の区分</th> <th>乗ずる数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td><td>4</td></tr> <tr><td>聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td><td>4</td></tr> <tr><td>知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td><td>5</td></tr> <tr><td>肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td><td>7</td></tr> <tr><td>病弱者(身体虚弱者を含む)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p>五 特別支援学校の分校の数に1を乗じて得た数</p> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数</p> <table border="1" data-bbox="287 1713 1117 1825"> <thead> <tr> <th>寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数</th> <th>乗ずる数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>80人以下</td><td>2</td></tr> <tr><td>81人から200人まで</td><td>3</td></tr> <tr><td>201人以上</td><td>4</td></tr> </tbody> </table>	部の別	部の規模	乗ずる数	小学部	1学級の部	2,000		2学級の部	1,500		3学級の部	1,583		4学級の部	1,500		5学級の部	1,400		6学級の部	1,292		7学級の部	1,264		8学級及び9学級の部	1,249		10学級及び11学級の部	1,234		12学級から15学級までの部	1,210		16学級から18学級までの部	1,200		19学級から21学級までの部	1,170		22学級から24学級までの部	1,165		25学級から27学級までの部	1,155		28学級から30学級までの部	1,150		31学級から33学級までの部	1,140		34学級から36学級までの部	1,137		37学級から39学級までの部	1,133		40学級以上の部	1,130	中学部	1学級の部	4,000		2学級の部	3,000		3学級の部	2,667		4学級の部	2,000		5学級の部	1,660		6学級の部	1,750		7学級及び8学級の部	1,725		9学級から11学級までの部	1,720		12学級から14学級までの部	1,570		15学級から17学級までの部	1,560		18学級から20学級までの部	1,557		21学級から23学級までの部	1,550		24学級から26学級までの部	1,520		27学級から32学級までの部	1,517		33学級から35学級までの部	1,515		36学級以上の部	1,488	特別支援学校の区分	乗ずる数	視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	4	聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	4	知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	5	肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	7	病弱者(身体虚弱者を含む)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	5	寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	乗ずる数	80人以下	2	81人から200人まで	3	201人以上	4
部の別	部の規模	乗ずる数																																																																																																																															
小学部	1学級の部	2,000																																																																																																																															
	2学級の部	1,500																																																																																																																															
	3学級の部	1,583																																																																																																																															
	4学級の部	1,500																																																																																																																															
	5学級の部	1,400																																																																																																																															
	6学級の部	1,292																																																																																																																															
	7学級の部	1,264																																																																																																																															
	8学級及び9学級の部	1,249																																																																																																																															
	10学級及び11学級の部	1,234																																																																																																																															
	12学級から15学級までの部	1,210																																																																																																																															
	16学級から18学級までの部	1,200																																																																																																																															
	19学級から21学級までの部	1,170																																																																																																																															
	22学級から24学級までの部	1,165																																																																																																																															
	25学級から27学級までの部	1,155																																																																																																																															
	28学級から30学級までの部	1,150																																																																																																																															
	31学級から33学級までの部	1,140																																																																																																																															
	34学級から36学級までの部	1,137																																																																																																																															
	37学級から39学級までの部	1,133																																																																																																																															
	40学級以上の部	1,130																																																																																																																															
中学部	1学級の部	4,000																																																																																																																															
	2学級の部	3,000																																																																																																																															
	3学級の部	2,667																																																																																																																															
	4学級の部	2,000																																																																																																																															
	5学級の部	1,660																																																																																																																															
	6学級の部	1,750																																																																																																																															
	7学級及び8学級の部	1,725																																																																																																																															
	9学級から11学級までの部	1,720																																																																																																																															
	12学級から14学級までの部	1,570																																																																																																																															
	15学級から17学級までの部	1,560																																																																																																																															
	18学級から20学級までの部	1,557																																																																																																																															
	21学級から23学級までの部	1,550																																																																																																																															
	24学級から26学級までの部	1,520																																																																																																																															
	27学級から32学級までの部	1,517																																																																																																																															
	33学級から35学級までの部	1,515																																																																																																																															
	36学級以上の部	1,488																																																																																																																															
特別支援学校の区分	乗ずる数																																																																																																																																
視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	4																																																																																																																																
聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	4																																																																																																																																
知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	5																																																																																																																																
肢体不自由者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	7																																																																																																																																
病弱者(身体虚弱者を含む)である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	5																																																																																																																																
寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒の数	乗ずる数																																																																																																																																
80人以下	2																																																																																																																																
81人から200人まで	3																																																																																																																																
201人以上	4																																																																																																																																
第十二條 (養護教諭の数)	養護教諭等の数は、特別支援学校の数に1(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が61人以上の特別支援学校にあつては、2)を乗じて得た数とする。																																																																																																																																
第十三條 (寄宿舎指導員の数)	寄宿舎指導員等の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(その数が12に達しない場合にあつては、12)を合計した数とする。 一 寄宿舎に寄宿する小学部及び中学部の児童及び生徒(肢体不自由者である児童及び生徒を除く。)の数の合計数に5分の1を乗じて得た数 二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である小学部及び中学部の児童及び生徒の数の合計数に3分の1を乗じて得た数																																																																																																																																
第十四條 (事務職員の数)	事務職員の数は、特別支援学校の小学部及び中学部の部の数の合計数に1を乗じて得た数とする。																																																																																																																																
第十三條 (栄養士等の数)	栄養教諭等の数は、学校給食を実施する特別支援学校の数に1を乗じて得た数とする。																																																																																																																																
幼稚部教諭 (定数法に規定なし)	(1)定数法にはない。ろう学校のみ次の計算 ①2歳児の学級数に1を乗じて得た数 ②3～5歳児の幼児数に1,5を乗じて得た数を5で除して得た数 (2)その他の学校が、現状をふまえて記入																																																																																																																																

2021年度 特別支援学校高等部・高等支援学校 定数計算表

定数(標準)法に基づく職員配置数

「公立高等学校の適正配置及び職員定数の標準等に関する法律」	法律条文																					
第十六条	校長の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数に一を乗じて得た数とする。																					
第十四条 (学級編制の標準)	公立の特別支援学校高等部の一学級の生徒の数は、重複障害生徒(文部科学大臣が定める障害を二以上併せ有する生徒をいう。以下この条において同じ。)で学級を編制する場合にあつては三人、重複障害生徒以外の生徒で学級を編制する場合にあつては八人を標準とする。ただし、やむを得ない事情がある場合及び高等部を置く特別支援学校を設置する都道府県又は市町村の教育委員会が当該都道府県又は市町村における生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。																					
第十五条 (教職員定数の標準)	公立の特別支援学校高等部に置くべき教職員の当該特別支援学校を設置する都道府県又は市町村ごとの総数(以下「特別支援学校高等部教職員定数」という。)は、次条から第二十一条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。																					
第十七条 (教諭等の数)	<p>教諭等の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 六学級以上の高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校でその学級数(幼稚園の学級数を除く。)が二十七学級以上のもの(小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上のものを除く。)の数との合計数に一を乗じて得た数</p> <p>二 特別支援学校高等部の学級数の合計数に二を乗じて得た数</p> <p>三 特別支援学校高等部でその学級数が六学級から十七学級までのものの数に一を乗じて得た数と特別支援学校高等部でその学級数が十八学級以上のものの数に二を乗じて得た数との合計数</p> <p>四 特別支援学校高等部に置かれる専門教育を主とする学科の数と知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。次号において同じ。)である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校(以下「養護特別支援学校」という。)の高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)の数との合計数に二を乗じて得た数と養護特別支援学校高等部で専門教育を主とする学科のみを置くものの数に一を乗じて得た数との合計数</p> <p>五 次の表の上欄に掲げる特別支援学校の区分ごとの学校(高等部が置かれていないものを除く。)の数に当該特別支援学校の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数、四学級以上の高等部ごとに当該部の学級数から三を減じて得た数に六分の一を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。第二十条において同じ。)の合計数及び高等部のみを置く特別支援学校の数に一を乗じて得た数を合計した数</p> <table border="1" data-bbox="287 667 1005 801"> <tr> <td>特別支援学校の区分</td> <td>乗ずる数</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td> <td>一</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校</td> <td>一</td> </tr> </table> <p>六 次の表の上欄に掲げる寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数の区分ごとの寄宿舎を置く特別支援学校の数に当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数の合計数から公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十二年法律第十六号)第二十一条第一項第八号に定めるところにより算定した数を減じて得た数</p> <table border="1" data-bbox="287 902 1005 992"> <tr> <td>寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数</td> <td>乗ずる数</td> </tr> <tr> <td>八十人以下</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>八十一人から二百人まで</td> <td>三</td> </tr> <tr> <td>二百人以上</td> <td>四</td> </tr> </table>		特別支援学校の区分	乗ずる数	視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一	聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一	知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一	肢体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	三	病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一	寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数	乗ずる数	八十人以下	二	八十一人から二百人まで	三	二百人以上	四
特別支援学校の区分	乗ずる数																					
視覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一																					
聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一																					
知的障害者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一																					
肢体不自由者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	三																					
病弱者である生徒に対する教育を主として行う特別支援学校	一																					
寄宿する特別支援学校の児童及び生徒の数	乗ずる数																					
八十人以下	二																					
八十一人から二百人まで	三																					
二百人以上	四																					
第十八条 (養護教諭等の数)	養護教諭等の数は、高等部のみを置く特別支援学校の数と高等部を置く特別支援学校でその児童及び生徒の数が六十一人以上のもの(小学部及び中学部の児童及び生徒の数が六十一人以上のものを除く。)の数との合計数に一を乗じて得た数とする。																					
第十九条 (実習助手の数)	<p>実習助手の数は、次の各号に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一 特別支援学校高等部について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の数に二を乗じて得た数の合計数</p> <p>二 養護特別支援学校高等部(専門教育を主とする学科のみを置くものを除く。)の数に二を乗じて得た数</p>																					
第二十条 (寄宿舎指導員の数)	<p>寄宿舎指導員の数は、寄宿舎を置く特別支援学校ごとに次に定めるところにより算定した数の合計数(高等部の生徒のみを寄宿させる寄宿舎のみを置く特別支援学校について当該合計数が十二に達しない場合にあつては、十二)を合算した数とする。</p> <p>一 寄宿舎に寄宿する高等部の生徒(肢体不自由者である生徒を除く。)の数に五分の一を乗じて得た数</p> <p>二 寄宿舎に寄宿する肢体不自由者である高等部の生徒の数に三分の一を乗じて得た数</p>																					
第二十一条 (事務職員の数)	事務職員の数は、特別支援学校高等部の数に二を乗じて得た数とする。																					
第二十二条 (教職員定数の算定に関する特例)	<p>第九条から第十二条まで及び第十七条から前条までの規定により教諭等、養護教諭等、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員の数を算定する場合において、次に掲げる事情があるときは、これらの規定により算定した数にそれぞれ政令で定める数を加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減ずるものとする。</p> <p>一 農業、水産又は工業に関する学科を置く公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。)についての政令で定める特別の事情</p> <p>二 公立の高等学校又は特別支援学校高等部にそれぞれ政令で定める学科を置くこと。</p> <p>三 公立の高等学校において教育上特別の配慮を必要とする生徒に対する特別の指導があつて政令で定めるものが行われていること。</p> <p>四 公立の高等学校において多様な教育を行うための教育課程の編成についての政令で定める特別の事情</p> <p>五 当該学校の教職員が教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情</p>																					
第二十三条 (教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)	<p>第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。</p> <p>2 第九条又は第十七条に定めるところにより算定した教諭等の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校高等部に置く非常勤の講師(地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者及びその配置の目的等を考慮して政令で定める者を除く。)の数に換算することができる。</p>																					
第二十四条 (教職員定数に含まない数)	<p>第七条及び第十五条に規定する高等学校等教職員定数及び特別支援学校高等部教職員定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。</p> <p>一 休職者</p> <p>二 教育公務員特例法第二十六条第一項の規定により同項に規定する大学院修学休業をしている者</p> <p>三 地方公務員法第二十六条の五第一項の規定により同項に規定する自己啓発等休業をしている者</p> <p>四 地方公務員法第二十六条の六第七項の規定により任期を定めて採用される者及び随時的に任用される者</p> <p>五 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和三十年法律第二百五号)第三条第一項の規定により随時的に任用される者</p> <p>六 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第六条第一項の規定により任期を定めて採用される者及び随時的に任用される者</p>																					

2021年度 県立学校 定数計算(加配等)

定数(標準)法に基づく職員配置数

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令	法律条文	
第二条 二	<p>普通教育を主とする学科(知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)</p> <p>保健医療に関する専門教育を主とする学科(視覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)</p> <p>産業工芸、被服、理容又は美容に関する専門教育を主とする学科(聴覚障害者である生徒に対する教育を主として行うものに限る。)</p>	<p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に1を乗じて得た数</p> <p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に1を乗じて得た数</p> <p>法第十七条の規定により算定した数に加える数 当該学科の数に1を乗じて得た数</p>